

受託業務部会
工事監査研修会①

「積算・契約について」

平成26年5月15日

吉田邦晃

目 次

1.	受託業務部会における工事監査に関する研修会	p.3
2.	工事監査の目的	p.4
3.	工事監査の着眼点【監査必携より抜粋】	p.5
	積 算	
4.	積算の着眼点	p.7
5.	積算基準の必要性他	p.8~p.11
6.	着眼点（1）積算	p.12~p.24
	契 約	
7.	契約の着眼点	p.26~p.30
8.	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律	p.31~p.38
9.	地方自治法 ・ 地方自治法施行令 ・ 自治体の例規類集	p.39~p.44
10.	着眼点（1）契約の方法及び手続	p.45~p.50
11.	着眼点（2）契約締結	p.51~p.55
12.	まとめ	p.56

受託業務部会における工事監査に関する研修会【過去3年間】

タイトル		開催日時	講師
電気設備工事技術調査のポイント	power	H25.3.8	富田 孟
工事監査の取組み&【参考資料】	Word pdf	H24.12.21	松谷孝広
工事監査の位置付けと意義 (HP掲載中)	power pdf	H24.6.8	政岡哲弘
これから求められる工事監査について	word	H23.4.15	岸田順三
これからの工事監査・検査のあり方【土木 工事編】 &工事監査における「技術調査報告書」書 き方	power pdf	H23.4.15	木越正司
技術調査のポイント (建築)	word	H23.4.15	入江 修
工事監査の進め方…私の場合 (建築)	Word pdf	H23.3.11	関川詞之

工事監査の目的

項目	工事監査	工事検査
目的	<p>発注工事の計画、設計、積算、施工等の各段階において、不経済な支出や施工不良がないかなど、技術面から当該工事が適正に行われているかを主眼とし、また経済性・効率性、有効性（3E）の観点にも留意して、工事関係者に是正・改善（指摘・指導）等を図ることを目的とする。 （指導監査）</p>	<p>発注工事の工事目的物が契約内容（設計図書）どおりに完成しているかを確認する必要があるために、出来形基準・品質管理基準などに基づいて検査を行い、工事目的物を引き取ってその代価を支払って良いかの合否判定をすることを目的とする。 （履行の確保） また、検査を通じて成績評価を行い請負人、建設業全体の技術力の向上を図る。</p>

工事監査の着眼点【監査必携より抜粋】

①計画		6月部会
②設計		
③積算		5月部会
④契約	(1) 契約の方法及び手続き (2) 契約締結	
⑤施工		
⑥設計変更		7月部会
⑦検査	(3) 契約の履行	
⑧維持管理		
⑨委託業務		
⑩整備補修費・修繕費		

積算

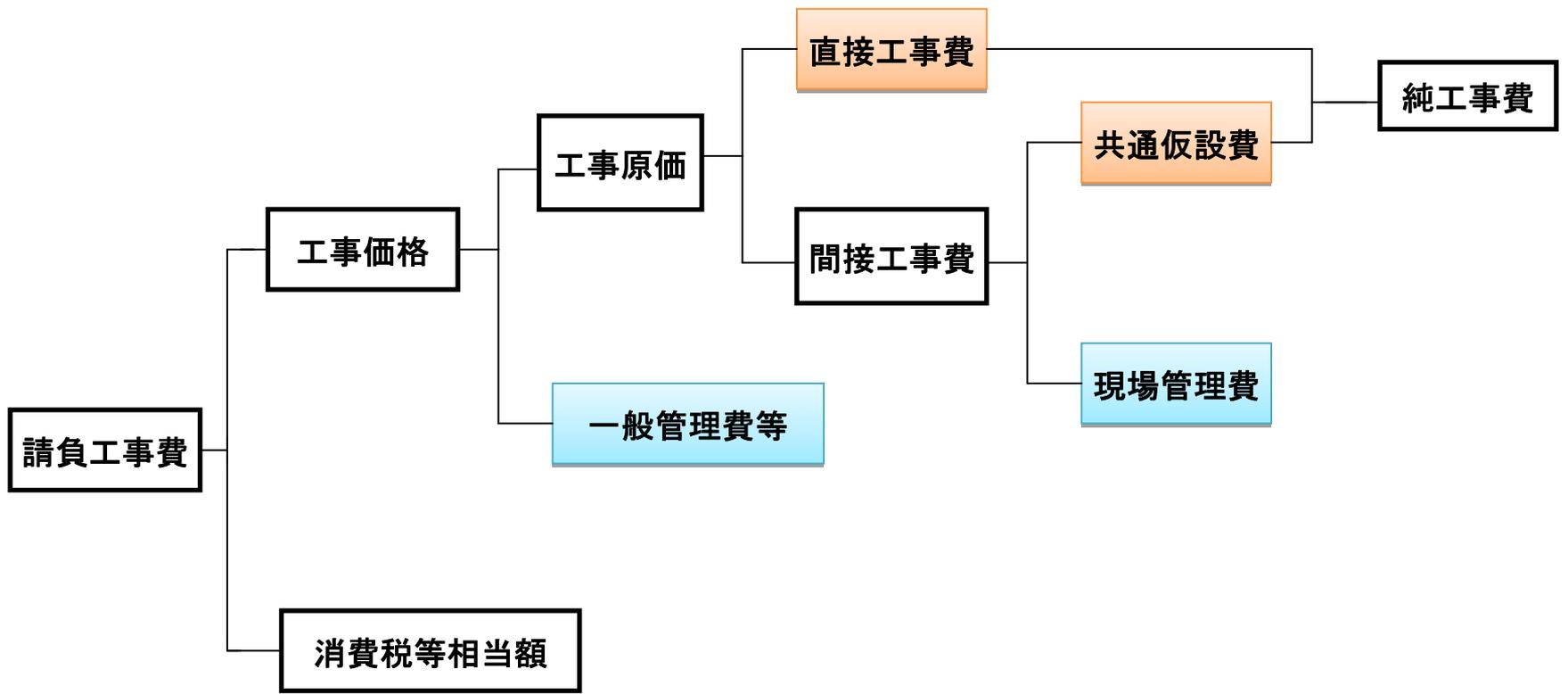
③積算の着眼点【監査必携より】

積 算		
ア		積算基準、積算資料等の整備状況及びその運用は適切に行われているか。
イ		歩掛及び単価は適正か。
ウ		数量、金額は正確か。また、その算出根拠は明確か。
	(ア)	仕様書、設計図面及び明細書の数量と数量計算書の集計が、異なって記載されているものはないか。
	(イ)	労務単価、材料単価、機械器具損料等は、標準代価表を使用しているか。
	(ウ)	特殊な工法・材料・機器等を使用する場合の参考見積書は、内容、条件、時期等が明示され、原則として複数の業者から取り寄せられているか。

積算の必要性

- 工事は一品生産・現地生産また注文生産のため「積算」が必要
- 工事の注文者（官積算・発注者積算）
 - 財源措置の枠を把握するため
 - 工事の品質等の履行を確保するため
 - 適切な価格を決めるため

請負工事費の構成



請負工事費の構成要素と内容・性格

1. 請負工事費 工事価格と消費税相当額の和 契約金額
 2. 工事価格 工事原価と一般管理費等の和 落札金額
 3. 工事原価 直接工事費と間接工事費の和 現場で経理処理
 4. **直接工事費** **工事目的物を造るために直接投入されたことが、明確に把握できる費用**で、コンクリート工、型枠等及び指定仮設。
 工種、種別、細別、名称等に区分し、**材料費、労務費、直接経費の3要素について積算**
 直接経費 特許使用料・水道光熱電力料・**機械経費**
 5. 間接工事費 工事目的物でない引渡しを受けない現場の管理費用
- ① **共通仮設費** **工事の施工において共通的に必要な経費**。具体的には機械等の運搬費、準備や後片付けに要する費用等の準備費、工事現場の安全対策に要する安全費、品質管理・出来形管理・工程管理に要する技術管理費、現場事務所の営繕費など。

②現場管理費 「工事施工において品質管理、工程管理、原価管理、労務管理、安全管理などいわゆる工事監理を行うために必要な経費」具体的には工事現場で工事監理を行う従業員の給与手当、現場労働者の交通費、安全訓練費等、現場従業員の法定福利費、下請けの一般管理費等など。

6.一般管理費等

①一般管理費の項目

役員報酬・従業員給与手当・退職金・法定福利費・修繕厚生費・事務用品費・通信交通費・動力用水光熱費・調査研究費・広告宣伝費・交歳費・寄付金・地代家賃・減価償却費・試験研究費償却・開発費償却・租税公課・保険料・契約保証費・雑費

②付加利益 支払利息・内部留保金・役員賞与金等

ア. 積算基準、積算資料等の整備状況及びその運用は適切に行われているか。

①

調査質問「本工事では、どの様な積算基準書により積算しましたか？」

1. 積算基準の整備

各発注機関は、積算の仕組み、考え方、費用の構成区分、名称等をルール化した積算基準を整備している。市町は府県の基準を準用し、府県は国になっている。

①	一般土木工事（道路・河川・トンネル・PC）	国土交通省土木工事積算基準（黄本） 国土交通省土木工事標準積算基準書（赤本） 〈共通編〉 〈河川・道路編〉
②	電気通信工事	国土交通省土木工事標準積算基準書 〈電気通信編〉
③	機械工事	国土交通省機械設備工事積算基準 〈機械編〉
④	ダム工事	ダム工事積算資料（国土交通省） ダム工事積算の解説（財・ダム技術センター）
⑤	漁港漁場関係工事	漁港漁場関係工事積算基準（水産庁、社・全日本漁港漁場協会）

ア. 積算基準、積算資料等の整備状況及びその運用は適切に行われているか。

②

⑥	農業農村整備事業	土地改良工事積算基準（農林水産省農村振興局整備部設計課）
⑦	下水道工事	下水道用設計積算要領（日本下水道協会） ・管路施設編（開削工法）（シールド工法） （管きょ更生工法）（推進工法） ・ポンプ場・処理場施設編（土木・機械・電気） 下水道用設計標準歩掛表（管路編、ポンプ場・処理場編）
⑧	橋梁工事	橋梁架設工事の積算（鋼橋・PC橋・橋梁補修等）（日本建設機械化協会）
⑨	公園工事	公園緑地工事標準積算基準書（国土交通省）
⑩	水道工事	水道事業実務必携（全国簡易水道協議会） 土木工事標準積算基準書（国土交通省）
⑪	港湾工事	港湾土木請負工事積算基準（国土交通省、社・日本港湾協会）

ア. 積算基準、積算資料等の整備状況及びその運用は適切に行われているか。

③

⑫	治山工事（森林・林道）	治山林道必携（積算・施工編）（日本治山治水協会、日本林道協会）、森林土木積算基準書
⑬	建築工事（官庁営繕）	公共建築工事積算基準
⑭	建築工事（住宅）	公共住宅建築工事積算基準 公共住宅屋外設備工事積算基準 （公共住宅事業者連絡協議会）
⑮	委託業務	設計業務等標準積算基準書
	阪神高速道路	土木工事標準積算基準（web公表）
	NEXCO	土木工事積算基準（閲覧）
	大阪市	大阪市土木工事標準積算基準書（web公表）
	JR	

ア. 積算基準、積算資料等の整備状況及びその運用は適切に行われているか。

④

調査質問「積算資料はどのようなものを整備、使用していますか？」

2. 積算資料の整備

①	実施設計単価表	各発注機関が整備。市町は県に準用。
②	物価資料 ・ 建設物価（建設物価調査会） ・ 積算資料（経済調査会）	毎月発刊 建設資材の実勢価格を掲載・2誌
③	物価資料 ・ コスト情報（物価調査会） ・ 施工単価（経済調査会）	市場単価（土木、建築別） 歩掛を使用せずに、材料費、労務費、機械経費を含む施工単位当たりの、市場での取引価格を反映する方法。元請と下請間の取引実勢単価。4（回/年）発行
④	建設機械等損料表 （日本建設機械施工協会）	建設機械の損料掲載。基礎価格や維持修理費等の見直しを行い、損料を2年毎に改訂。
⑤	公共工事設計 労務単価	所定労働時間内8時間当たりに換算した設計労務単価表。 都道府県別・51の職種別。

ア. 積算基準、積算資料等の整備状況及びその運用は適切に行われているか。

⑤

調査質問「積算は誰がどの様にしてまた、チェックは誰がどの様にしてますか？」

3. 運用は適切か。

①	積算システム	<ul style="list-style-type: none">・市町村は県の積算プログラムを準用している場合が多い。・県は年度毎に改訂部分のプログラムを更新。・積算を外部委託。
②	チェックシステム	<ul style="list-style-type: none">・担当者が入力、検算者がチェックし、課内で回覧。最終決済者は課長。押印の確認。・外部委託した場合のチェックの方法。

イ. 歩掛及び単価は適正か。①

調査質問「積算基準書に掲載されている歩掛りで全工種が積算できましたか？また、基準書に掲載のない歩掛はどの様にしましたか？」

1. 歩掛は適正か。

- ・歩掛りとは、ある作業を行う場合の単位数量または、ある一定の工事に要する作業手間ならびに作業日数を数値化したもの。
- ・施工実態調査に基づき施工に要する標準的な労務、材料、機械等の所要量を設定している。
- ・国交省が毎年度制定している公共工事標準歩掛りが、日本の土木建築工事の積算基準。HPで年度末に改訂部分を公表し、翌年度工事より使用。

①歩掛は最新版を使用する。

【使用した積算基準は何時のものか確認】

②適用範囲の歩掛を使用する。

【施工条件等の適用範囲内のものか確認】

③積算基準外の歩掛は見積り又は特別調査による歩掛を使用する。

【見積り査定はどの様にしたか確認（類似工事との比較・割引率）】

【他の発注機関の歩掛りを準用使用しているか確認】

【特別調査による査定根拠を確認】

④歩掛補正はされているか。

【亜熱帯補正・寒冷地補正の確認】

イ. 歩掛及び単価は適正か。②

質問「労務単価に割増賃金を加算するような工種がありましたか？」

2. 単価は適切か。2-1. 労務単価

・公共工事設計労務単価は、国、自治体等が公共工事の**予定価格を積算する際**に用いる単価。

・**所定労働時間内8時間**当たりの「公共工事設計労務単価」を使用。
(都道府県別・51職種別)

・**時間外、休日又は深夜の割増賃金**を積算する場合は、一般に次式により算出。
労務費（総額）＝所定内労働に対する賃金＋割増賃金
＝労務単価＋労務単価×K×割増すべき時間数

・**特例措置**（25年度工事・25/4/1以降契約で旧労務単価で積算している工事）

・**入札不調の増加**に応じて公共工事設計労務単価を**3ヶ月毎に機動的に見直す**よう措置している。（25年3月29日発表）

・建設労働者等の賃金相当額であって、労働者の雇用に伴う**賃金以外の必要経費分**は含まれていない。

【労働者の雇用に伴う必要経費（法定福利費、労務管理費、安全管理費など必要経費分）は、別途、**共通仮設費、現場管理費の項目で積算される**】

イ. 歩掛及び単価は適正か。③

2. 単価は適切か。2-1. 労務単価（つづき）

労務費調査

- ・ 所定労働時間内8時間あたりに換算した労務単価を算出。
- ・ 都道府県別・51の職種別。
- ・ 農水省及び国交省所管の直轄・補助事業等のうち、毎年10月に施工中の1,000万円以上の工事を選定母集団として、無作為に抽出。
- ・ 対象発注機関（国、都道府県、政令都市、JR等）
- ・ 51職種の建設労働者の賃金台帳から、請負業者が転記する等して調査票を作成。会場調査において、調査票記載内容を照合・確認することにより、賃金の支払い実態を把握する。

イ. 歩掛及び単価は適正か。④

調査質問「資材単価の採用順序と見積り徴収の場合の決定方法を示して下さい。」

2. 単価は適切か。2-2. 資材単価

資材単価は、各自治体の「資材単価決定要領」に基づいているか。①実施設計単価表、②物価資料、③特別調査、④見積り等をもとに実勢価格を反映しているか。

①実施設計単価表による場合

毎年4月及び10月に特別調査を行い決定した実勢の単価。県内各地域別。

②物価資料による場合（建設物価・積算資料）

- ・物価資料に掲載されている実勢価格の平均値を採用。一方の資料にしか掲載のないものはその価格。
- ・公表価格は、メーカーの販売希望価格により割引率を乗じて使用する。

③①及び②の方法によりがたい場合

ア. 特別調査として価格調査を行い材料単価を決定。

【特別調査とは、メーカー、商社、施工業者等との市況価格を調査し実勢価格を決定する方法である（外部委託）】

イ. 見積りを徴収して材料単価を決定

【1工事において調達価格(材料価格×使用数量)が500万円未満の場合、かつ1資材の材料単価が50万円未満の場合】

イ. 歩掛及び単価は適正か。⑤

2. 単価は適切か。2-2. 資材単価（つづき）

見積りを徴収する場合は、

・形状寸法、品質、規格、数量及び納入時期・場所、消費税込み抜き価格か等の条

件を提示して見積依頼を行う。

- ・見積価格は実勢取引価格であることを確認する。
- ・見積りは、原則として現場着単価とする。
- ・見積りは、原則として3社以上から徴収する。
- ・積算に用いる材料単価の決定方法は、異常値を除いた価格の平均値とする。

（長崎・最低価格）

（兵庫・エクセル版「スミルノフ・グラブス検定の見積り異常値判定」）

ただし、見積書の数が多い場合は、最頻度価格を採用する。

また、次に示す資材は、調達価格が100万円（長崎・200万円）未満の場合、かつ1資材の材料単価が10万円（長崎50万円）未満の場合は見積りを徴収する。

支承・落橋防止装置・PC橋桁（工場製作）・橋梁用防護柵・伸縮装置

（長崎・ダム工事資材・NATM資材等々）

ウ. 類似品が掲載されている場合

類似品採用単価=類似品見積単価×掲載品資材単価／掲載品見積単価

イ. 歩掛及び単価は適正か。⑥

調査質問「建設機械の賃料単価は長期割引率を適用してますか？」

2. 単価は適切か。2-3. 建設機械賃料

・賃料の長期割引率の適用

20%割引・・・トラッククレーン・ラフテレーンクレーン

35%割引・・・トラクターショベル・振動ローラ・高所作業車・空気圧縮機・発電発電機・水中ポンプ・バックホウ等々
(物価資料を参照)

●賃料・・・当該機械が自社保有ではなく、施工業者・建設機械賃料業者間の取引市場（リース・レンタルなど）において形成されている取引単位当りの賃料価格。

●損料・・・当該機械を自社保有しており、建設機械の償却費、維持修理費、管理費等を含んだ費用をいいます。

イ. 歩掛及び単価は適正か。⑦

調査質問「市場単価を使用した単価項目はありますか？」

2. 単価は適切か。2-4. 市場単価

公共工事を発注する際の積算は基本的に歩掛による積上げ方式で実施。

市場単価方式とは、工事費を構成する一部もしくは全部の工種について歩掛を使用せずに、**材料費、労務費、機械経費を含む施工単位当たりの、市場での取引価格**を反映する方法。**元請と下請間**の取引実勢単価。

(鉄筋加工組立、ガードレール工他)

4 (回/年) 発行

鉄筋工・鉄筋工（ガス圧接工）・区画線工・高視認性区画線工・インターロッキングブロック工・**防護柵設置工（ガードレール）**・防護柵設置工（ガードパイプ）・防護柵設置工（横断・転落防止柵）・防護柵設置工（落石防護柵）・防護柵設置工（落石防止網）・道路標識設置工・道路付属物設置工・排水構造物工・**コンクリートブロック積工・法面工・吹付砕工・鉄筋挿入工（ロックボルト工）**・道路植栽工・公園植栽工・橋梁塗装工・橋梁用伸縮継手装置設置工・橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工・橋面防水工・薄層カラー舗装工・グルーピング工・コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）・**構造物とりこわし工・軟弱地盤処理工**

ウ. 数量、金額は正確か。また、その算出根拠は明確か。①

調査質問「数量計算書を提示して下さい。」

1. 数量計算書

・数量計算書が整備できているか。

「土木工事数量算出要領」等に基づいているか。

- 1.1 適用範囲
- 1.2 数量計算方法
- 1.3 構造物の数量から控除しないもの
- 1.4 構造物数量に加算しないもの
- 1.5 数量計算の単位及び数位
- 1.6 設計表示単位及び数位
- 1.7 図面表示単位
- 1.8 単位体積質量
- 1.9 数量の算出

契 約

④ 契約の着眼点

(1) 契約の方法及び手続①

ア	入札
(ア)	入札の方法
	A. WTO政府調達協定にのっとり入札形態になっているか。また、一般競争入札、指名競争入札による場合、その理由は適正か。
(イ)	入札事前準備事務
	A. 入札の公告等の諸手続は適正、かつ公正に行われているか。
	B. 入札条件、内容が明確に示されているか。
	C. 設計書及び仕様書は適正に作成されているか。
	D. 予定金額、予定価格及び最低制限価格の算定、秘密保持の方法は適正に行われているか。
	E. 資格審査事務は公正に行われているか。また、適正化法に基づき参加資格及び名簿は公表されているか。
	F. 入札参加者等の指名において業者選定委員会を設置し、適正・公正さを保つ手続きがとられているか。また、特に制限付き一般競争入札の参加資格は公正に定められているか。
	G. 資格停止(又は指名停止)に関する事務は公正に行われているか。

(1) 契約の方法及び手続②（つづき）

(ウ) 相手方決定事務

A. 入札、再入札及び開札は公正に行われ、その記録は整備されているか。

B. 競争入札の場合、落札者の決定及び通知は、適正な手続きに基づいて行われているか。

C. 指名から入札までの見積期間は法令等で定められた期間となっているか。

D. 入札保証金の取扱いは適正に行われているか。

(A) 入札保証金は適正に納入されているか。

(B) 担保物件として有価証券が納入されているものについて、保管、管理は適正に行われているか。

E. 入札不調に係るもので当初の条件を違法に変更しているものはないか。

F. 市場価格、前例価格など他の事例と比較検討し、的確な予定価格を算定しているか。

G. 代理人による入札は、その権限を証する書類の確認がなされているか。

H. 契約発注の時期及び契約変更時期は適切か。（年度末偏在等）

(1) 契約の方法及び手続③（つづき）

イ	随意契約
(ア)	随意契約による場合、その理由は適正か。
(イ)	随意契約による場合は原則として2名以上の者から徴しているか。また、例外的に1名の者からの見積書を徴する時は、その理由は適正か。
(ウ)	その他「ア入札」の該当項目を準用する。

(2) 契約締結①

ア	契約締結事前準備事務
(ア)	議会の議決を要する契約について、仮契約を締結するなど必要な手続がとられているか。また、議決の前に仮契約で着手されているものはないか。
(イ)	継続費の総額又は繰越明許費の範囲内におけるものを除くほか、翌年度以降経費の支出を伴う契約については予算で債務負担行為として定めているか・
(ウ)	予算の配当額を超える契約及び配当前における契約はないか。
(エ)	権限を越えた契約及び恣意に分割している契約はないか。また、決定権限を有しない者による契約はないか。
イ	契約締結事務
(ア)	契約書、見積書等関係書類及び帳簿は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。

(2) 契約締結② (つづき)

イ	契約締結事務
	(イ) 収入印紙は契約金額に応じて貼付され、かつ消印されているか。
	(ウ) 契約金額、契約目的、履行の期限及び場所、契約保証、危険負担、延滞違約金、前払金、概算払等の特約その他契約の内容は適正か。また、公表を要する公共工事の場合、契約の内容を公表しているか。
	(エ) 契約保証金の取扱いは適正に行われているか。
	A. 契約保証金は適正に納入されているか。
	B. 担保物件として有価証券が納入されているものについて、保管、管理は適正に行われているか。
	(オ) 年間契約等の支払の時期設定は適切か。
	(カ) 追加契約あるいは設計変更等による契約変更は、その事由及び契約金額の増減の内容は適切か。また、事務は適時、かつ適切に行われているか。
	(キ) 歳入の徴収又は収納事務の委託及び支出事務の委託は適正に行われているか。
	(ク) 支出事務を委託した場合、当該経費は支出事務を委託できるものとして政令で定める経費に該当しているか。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (適正化法) (平成12年11月27日公布)

第一章	総則	(第1条～第3条)
第二章	情報の公表	(第4条～第9条)
第三章	不正行為等に対する措置	(第10条・第11条)
第四章	施工体制の適正化	(第12条～第14条)
第五章	適正化指針	(第15条～第18条)
第六章	国による情報の収集、整理及び提供等	(第19条・第20条)

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (適正化法)(平成12年11月27日公布)

法律制定の経緯

公共工事の入札・契約について、受注者の選定や工事施工に関して不正行為の多数の発生により、公共工事に対する国民の信頼が失墜した(平成10年頃)。

よって、不正行為防止には、建設業者の意識の確立、及び統一的、整合的な入札・契約の適正化を図り、不良・不適格業者の排除が不可欠であった。国は、公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発達を図るため、国、特殊法人、地方公共団体を通じて、公共工事の入札・契約の適正化の基本原則を示した。

(平成12年11月)

現在の公共工事の入札及び契約は、この「適正化法」に基づいて執行されている。

「公共工事」:国、特殊法人等、地方公共団体の発注工事。

「特殊法人」:空港会社、高速道路会社。JR各社は含まない。

●第一章 総則

第一条（目的）

国、特殊法人等及び地方公共団体が行う公共工事の入札・契約の適正化を促進し、公共工事に対する国民の信頼の確保と建設業の健全な発達を図る。

第三条（入札・契約適正化の基本となるべき事項・基本原則）

公共工事の入札・契約は、次の事項を基本とし、適正化を図るものとする。

- ①入札・契約の過程、契約の内容の透明性の確保。
- ②入札・契約参加者間の公正な競争の促進。
- ③談合その他の不正行為の排除の徹底。
- ④公共工事の適正な施工の確保。

●第二章 情報の公表

第四条

各省各庁の長は、毎年度、当該年度の公共工事の発注の見通しを公表しなければならない。

第七条

地方公共団体の長は、毎年度、当該年度の公共工事の発注の見通しを公表しなければならない。

2 事項を変更したときは、変更後の当該事項を公表しなければならない。

第八条

地方公共団体の長は、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- 一 入札者の名称及び入札金額、落札者の名称及び落札金額、入札の参加者の当該資格、指名競争入札における指名した者の名称、公共工事の入札及び契約の過程に関する事項
- 二 契約の相手方の名称、契約金額、その他公共工事の契約の内容に関する事項

●第三章 不正行為等に対する措置

第十条（公正取引委員会への通知）

発注者は、談合があると疑うに足りる事実を認めた場合には、公正取引委員会に対して通知しなければならない。

第十一条（国土交通大臣又は都道府県知事への通知）

発注者は、一括下請け等があると疑うに足りる事実を認めた場合には、建設業許可行政庁等に対して通知しなければならない。

- ・大臣許可業者については国土交通省地方整備局
- ・知事許可業者については県庁

●第四章 施工体制の適正化

第十二条（一括下請負の禁止）

公共工事については、建設業法第22条第3項の規定は、適用しない。
（一括下請負の禁止）

第十三条（施工体制台帳の提出等）

公共工事の受注者は、作成した**施工体制台帳の写しを発注者に提出**しなければならない。

2 発注者から、**施工体制台帳の点検**を求められたときは、拒んではならない。

3 受注者は、**施工体系図**を作成し、工事現場の「**工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所**」に掲げなければならない。

●第五章 適正化指針（適正化指針の策定等）

第十五条

1.指針の閣議決定

国土交通大臣、総務大臣及び財務大臣は、関係省庁に協議し、指針の閣議決定を求める。

2.指針の内容

- 1.入札・契約の過程等に関する情報の公表に関すること。
- 2.入札・契約の過程等について学識経験者等の第三者の意見を反映させる方策に関すること。
- 3.入札・契約の過程に関する苦情処理の方策に関すること。
- 4.入札及び契約の方法の改善に関すること。
- 5.工事の施工状況の評価の方策に関すること。
- 6.その他入札・契約の適正化を図るため必要な措置に関すること。

3.自主性

適正化指針の策定に当たっては、特殊法人等及び地方公共団体の自主性に配慮しなければならない。

入札及び契約の「適正化法」の概要

目的 国、特殊法人、地方自治体等の発注者全体を通じて、入札・契約の適正化の促進により、公共工事に対する**国民の信頼の確保**と**建設業の健全な発達**

入札・契約適正化の基本原則の明示

- ①透明性の確保
- ②公正な競争性の確保
- ③適正な施工の確保
- ④不正行為の排除の徹底

全ての発注者に義務付ける事項

- ①毎年度の発注見通しの公表
 - ・発注工事名・時期等を公表
- ②入札・契約に係る情報の公表
 - ・参加資格、入札者・入札金額、落札者等
- ③施工体制の適正化
 - ・一括下請の禁止、施工体制の報告等
- ④不正行為に対する措置
 - ・談合等の公取、建設業許可行政庁への通知

職員に対する教育
建設業者に対する指導 等

各発注者が取り組むべきガイドライン

- ①適正化指針の閣議決定
- ②主な内容
 1. 第三者機関によるチェック
 2. 苦情処理の方策
 3. 入札・契約の方法の改善
 4. 工事の施工状況の評価
 5. 不良の排除・ダンピング対応・IT化の推進等

発注者は、**指針に従い、**
入札・契約の適正化を推進

適正化指針のフォローアップ

- ・毎年度、取組み状況を把握し、公表
- ・特に必要ある時は改善を要請

地方自治法
第9章 財務

(昭和22年4月17日法律第67号)
第6節 契約

(契約の締結)

第234条

- ①請負契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約により締結。
- ②指名競争入札、随意契約は、政令で定める場合に限る。
- ③予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とする。
- ④必要な資格、競争入札における公告又は指名の方法、随意契約の手続その他契約の締結の方法に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

(契約の履行の確保)

第234条の2

- ①契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認をするため必要な監督又は検査をしなければならない。
- ②契約上の義務を履行しないときは、その契約保証金は、地方公共団体に帰属する。

(長期継続契約)

第234条の3

地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）

第5章 財務 第6節 契約

（指名競争入札）	第167条
（随意契約）	第167条の2
（一般競争入札の参加者の資格）	第167条の4
（一般競争入札の公告）	第167条の6
（一般競争入札の入札保証金）	第167条の7
（一般競争入札の開札及び再度入札）	第167条の8
（一般競争入札のくじによる落札者の決定）	第167条の9
（一般競争入札において最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場合）	第167条の10
（指名競争入札の参加者の資格）	第167条の11
（指名競争入札の参加者の指名等）	第167条の12
（指名競争入札の入札保証金等）	第167条の13
（監督又は検査の方法）	第167条の15
（契約保証金）	第167条の16

(1) 入札の方法

請負契約等に係る競争は「入札」によって行わなければならない契約の性質に応じて

①一般競争入札、②指名競争入札、③随意契約によることとされているが「一般競争入札」によることを原則としている。

(国:会計法第29条) (地方公共団体:地方自治法第234条)

(2) 一般競争入札

契約に関する公告をし、一定の資格を有する不特定多数の希望者を競争に参加させ、契約主体に最も有利な条件を提供した者との間に締結する契約方式。

(3) 指名競争入札

資力、信用その他について適当であると認める特定多数の競争加入者を選んで競争させ、契約主体に最も有利な条件を提供した者との間に締結する契約方式。

- ・ その性質又は目的が一般競争入札に適しないもの。
- ・ 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

(4) 随意契約

契約主体が契約の相手方を選定するのに競争の方法によることなく、任意に特定の者を選んで締結する契約方式。

(5) 一般競争入札の種別

・ 制限付一般競争入札（条件付）

標準的な設計、施工方法に基づき最も低い「価格」を提案した者を落札者とする方式。

・ 総合評価落札方式（技術提案型、標準型、簡易型）

「価格」の他に「価格以外の要素」（技術力）を評価の対象に加えて、品質や施工方法等を総合的に評価し、技術と価格の両面から最も優れた者を落札者とする方式。

(6) 予定価格

予定価格とは、競争入札や随意契約に付する事項の価格について、その契約金額を決定する基準として、あらかじめ作成。

自治体の例規類集（1）

第2章 契約・財産		
高砂市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例	平成21年 3月31日	高砂市条例第7号
高砂市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例施行規則	平成21年 3月31日	高砂市規則第4号
予定価格の設定に関する規則	昭和43年 6月11日	高砂市規則第8号
高砂市土地価格審議委員会規程	平成 1年 6月 1日	高砂市訓令第11号
高砂市入札参加者審査委員会規程	昭和41年 2月15日	高砂市訓令甲第1号
高砂市工事請負業者選定等に関する事務取扱要領	昭和55年 9月24日	高砂市訓令第22号
高砂市指名停止基準	平成 6年11月30日	高砂市訓令第13号
高砂市競争入札に係る入札結果の公表に関する事務取扱要綱	平成13年 5月 1日	高砂市訓令第6号
高砂市公共工事の入札及び契約手続の公表に関する事務取扱要綱	平成13年 5月 1日	高砂市訓令第7号
高砂市建設工事共同企業体に関する事務取扱要領	昭和58年 4月30日	高砂市訓令第12号
公共工事の前払金に関する事務処理要領	昭和55年12月 1日	高砂市訓令第27号

自治体の例規類集 (2)

第1章 予算・会計		
高砂市財務規則	平成 7年 4月 1日	高砂市規則第2号
高砂市契約規則	平成 7年 4月 1日	高砂市規則第3号
高砂市各種事業等補助金交付規則	昭和47年 6月23日	高砂市規則第16号
第3章 監査		
高砂市監査委員条例	昭和39年 3月31日	高砂市条例第7号
高砂市監査実施要綱	昭和29年12月 1日	高監告示第1号
高砂市監査委員事務局処務規程	昭和50年 8月18日	高監告示第2号
第10類 建設 第4章 その他		
高砂市工事監督規程	昭和55年 8月11日	高砂市訓令第16号
高砂市工事検査規程	昭和55年 8月11日	高砂市訓令第17号
高砂市工事検査事務処理要綱	昭和55年 8月11日	高砂市訓令第18号
高砂市工事成績評定要領	昭和55年 8月11日	高砂市訓令第19号

(1) 契約の方法及び手続

ア. 入札 (ア) 入札の方法

WTO政府調達協定にのっとった入札形態になっているか。また、一般競争入札、指名競争入札による場合、その理由は適正か。

調査質問「一般競争と指名競争の区分けはどの様になっていますか？」

- ・ **WTO（世界貿易機関）政府調達協定**の対象となる基準の邦貨換算額が2014年度から引き上げ。
- ・ 国は予定価格が**6億円以上**、地方公共団体は **20億2000万円以上**がWTO対象。
- ・ 契約の締結（地方自治法第234条）
請負その他の契約は、**一般競争入札、指名競争入札、随意契約**により締結。
- ・ 兵庫県の場合「兵庫県入札監視事務処理要領」により
 - (1) 一般競争入札による建設工事
 - (2) 公募型一般競争入札による建設工事
 - (3) 制限付き一般競争入札による建設工事
 - (4) 指名競争入札による建設工事
 - (5) 随意契約による建設工事
- ・ 通常**設計金額により各種の一般競争又は指名競争に区分**する。

(イ) 入札事前準備事務

A. 入札の公告等の諸手続は適正、かつ公正に行われているか。

B. 入札条件、内容が明確に示されているか。

調査質問「本工事の入札参加資格はどのような条件ですか？」

(一般競争入札の公告) (第167条の6)

一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他入札について必要な事項を公告。

(一般競争入札の参加者の資格) (第167条の5)

必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる。

C. 設計書及び仕様書は適正に作成されているか。

調査質問

「特記仕様書は現場に合った施工条件を明示していますか？」

2. 設計図書に対する正しい理解に向けて

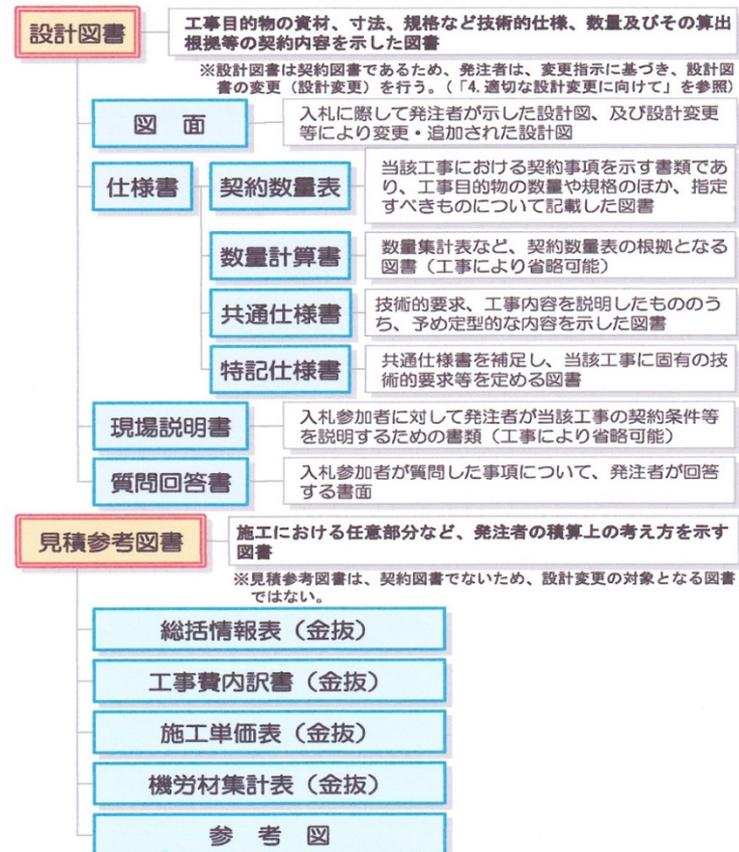
(1) 設計図書に対する正しい理解の必要性

請負工事の施工は設計図書に基づき実施されるため、請負者は、工事目的物及び契約条件を示す設計図書を正しく理解することが必要である。

(2) 設計図書の基本事項

① 設計図書と見積参考図書の構成

図2. 1 設計図書と見積参考図書の構成



(ウ) 相手方決定事務

- A. 入札、再入札及び開札は公正に行われ、その記録は整備されているか。
- B. 競争入札の場合、落札者の決定及び通知は、適正な手続きに基づいて行われているか。

調査質問「入札結果表を提示して下さい。」

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（適正化法）

第二章 情報の公表

第八条

地方公共団体の長は、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- 一 入札者の名称及び入札金額、落札者の名称及び落札金額、入札の参加者の当該資格、指名競争入札における指名した者の名称、公共工事の入札及び契約の過程に関する事項
- 二 契約の相手方の名称、契約金額、その他公共工事の契約の内容に関する事項

(ウ) 相手方決定事務

C. 指名から入札までの見積期間は法令等で定められた期間となっているか。

調査質問「見積期間は何日間とりましたか？」

発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン
建設業法第20条第3項

発注者は、以下のとおり受注予定者が見積りを行うために必要な一定の期間を設けなければならないこととされている。

- ア 工事の予定価格が500万円に満たない工事については、1日以上
- イ 工事の予定価格が**500万円以上5,000万円に満たない工事**については**10日以上**
- ウ 工事の予定価格が**5,000万円以上の工事**については、**15日以上**

イ. 随意契約 (ア) 随意契約の理由

随意契約による場合、その理由は適正か。

調査質問「随意契約により契約をした理由を示してください。」

● 随意契約の種類 3種類

(1) 特命随契 (緊急随契) (2) 少額随契 (3) 不落随契

● 地方自治法施行令第167条の2

5号 **緊急の必要**により競争入札に付することができないとき

・ **災害等客観的事由**により急迫を要する場合で競争入札に付する暇がなく、競争入札に付すると契約の目的が達せられないもの

6号 **競争入札に付することが不利**と認められるとき

・ 同一構内において (隣接地は含まない。) 工事を施工中、当初想定していない事由により他の工事を必要とするに至った場合等で、これを**同一請負人に施行**させることが有利であると認められる場合

8号 競争入札に付し入札者がいないとき、または再度の入札に付し落札者がいないとき。

(2) 契約締結

イ. 契約締結事務

ア. 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。

調査質問「契約書類を提示して下さい。」

工事請負契約書，工事請負契約約款，設計図書(設計図，仕様書)が必要。

〈建設業法〉第三章 建設工事の請負契約

(建設工事の請負契約の内容)

第十九条 建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従つて、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

(1) 工事内容(工事名，工事場所)

(2) 請負代金の額およびその支払方法

(3) 工事着手の時期および工事完成の時期

(4) 天災その他の不可抗力による損害の負担

(5) 各当事者の履行の遅滞その他債務不履行の場合の遅延利息および違約金

(6) 契約に関する紛争の解決方法

等々の内容が必要。

(2) 契約締結

イ. 契約締結事務

イ. 収入印紙は契約金額に応じて貼付され、かつ消印されているか。

調査質問「請負契約書を提示して下さい。印紙税額はいくらですか？」

印紙税額

「請負に関する契約書」のうち、建設業法第2条第1項に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成されるもので、平成9年4月1日から平成30年3月31日までの間に作成されるものについては、契約書の作成年月日及び記載された契約金額に応じ、右欄のとおり印紙税額が軽減されています。

【平成26年4月1日～平成30年3月31日】

記載された契約金額	印紙税額
1万円以上 200万円以下のもの	200円
200万円を超え 300万円以下	500円
300万円を超え 500万円以下	1千円
500万円を超え 1千万円以下	5千円
1千万円を超え 5千万円以下	1万円
5千万円を超え 1億円以下	3万円
1億円を超え 5億円以下	6万円
5億円を超え 10億円以下	16万円
10億円を超え 50億円以下	32万円
50億円を超えるもの	48万円

(2) 契約締結

イ. 契約締結事務

ウ. 契約金額、契約目的、履行の期限及び場所、契約保証、危険負担、延滞違約金、前払金、概算払等の特約その他契約の内容は適正か。また、公表を要する公共工事の場合、契約の内容を公表しているか。

質問「契約保証金、前金払い関係の資料を提示して下さい。」

公共工事標準請負契約約款（契約の保証）第4条

受注者は、この契約の締結と同時に、保証を付さなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) 不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、金融機関又は保証事業会社の保証
- (4) 債務の履行を保証する**公共工事履行保証証券**による保証（契約金額の10分の1）
- (5) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

（前金払）第34条

受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の**10分の4以内の前払金**の支払いを発注者に請求することができる。

(2) 契約締結

イ. 契約締結事務

力. 追加契約あるいは設計変更等による契約変更は、その事由及び契約金額の増減の内容は適切か。また、事務は適時、かつ適切に行われているか。

質問「設計変更に伴う契約変更はどの様に処理していますか？」

「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」
(昭和44年3/31建設省東地発第31号の2)

- ① **設計表示単位に満たない設計変更は、契約変更の対象としない。**
- ② **一式工事については、受注者に図面、仕様書又は現場説明において設計条件又は施工方法を明示したものにつき、当該設計条件又は施工方法を変更した場合を除き、原則として、契約変更の対象としない。**
- ③ **変更見込金額が請負代金額の30%を超える工事は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難な場合を除き、原則として、別途に契約すること。**
- ④次ページに続く。

力。追加契約あるいは設計変更等による契約変更は、その事由及び契約金額の増減の内容は適切か。また、事務は適時、かつ適切に行われているか。

質問「設計変更に伴う契約変更はどの様に処理していますか？」

前ページより。

「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」
(昭和44年3/31建設省東地発第31号の2)

④ 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、**遅滞なく**行うものとする。ただし、**軽微な設計変更に伴うものは、工期の末**(各会計年度末及び工期の末)に行うことをもって足りるものとする。

(注) **軽微な設計変更**に伴うものとは、次に掲げるもの**以外のもの**をいう。

イ・構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの

ロ・新工種に係るもの又は単価若しくは一式工事費の変更が予定されるもので、それぞれの**変更見込金額**又はこれらの**変更見込金額の合計額が請負代金額の 20%をこえるもの**

まとめ

本テキストでは「工事監査の着眼点」のうち「積算・契約」の項目について、対監督員に対する調査質問事項及びその回答根拠をまとめたものである。

内容、説明等について不十分な箇所がある部分については、研修会当日に皆様より活発なご意見を伺いより分かりやすいものにしていききたいと思っております。

以上
吉田邦晃

2014/5/11